

平成 31 年度（第 1 回）
社会教育委員会議 議事資料

平成 31 年 4 月 24 日（水）

目 次

○ 社会教育委員名簿	……………	P. 1	
○ 教育指導部 部課長一覧表	……………	P. 2	
○ 教育指導部部課長異動・退職者一覧表	……………	P. 3	
○ 社会教育関係団体への補助金の交付について	……………	P. 4	
○ 平成 31 年度 社会教育委員活動計画（案）について	……………	P. 20	
○ 平成 31 年度 社会教育委員協議会予定表	……………	P. 21	
○ 平成 31 年度 各課事業の推進について	……………	<table border="1"><tr><td>別 冊</td></tr></table>	別 冊
別 冊			

社会教育委員名簿

(平成31年4月1日現在)

区分	氏名	備考	役職	※担当施設
学校教育関係者	松尾 達 弥	加古川中学校長		3 その他
	山口 尊 司	別府西小学校長		1 公民館
社会教育関係者	熊谷 千 昭	町内会連合会 (副会長)		1 公民館
	田上 哲 也	社会福祉協議会 (地域福祉推進課課長補佐 (兼) ボランティアセンター長)		1 公民館
	林 宏 明	青少年団体連絡協議会 (会長)		3 その他
	後藤 強	社会教育・福祉教育推進員 (副代表)		1 公民館
	高瀬 則 子	連合婦人会 (理事)		3 その他
	柳谷 佐代子	人権擁護委員協議会 (委員)	副委員長	2 図書館等
家庭教育関係者	前川 真一郎	P T A連合会 (顧問)		2 図書館等
	宰 務 清 子	子育てサークルリーダー連絡会		2 図書館等
学識経験者	鹿多 証 道		委員長	1 公民館
	望月 美 孝			3 その他
	岡本 久美子			1 公民館
	和田 光 徳			2 図書館等

※施設一覧

1 公民館	加古川 加古川西 東加古川 両 荘 志 方 加古川北	野口 氷丘 平岡 陵南 別府 尾上
2 図書館等	中央図書館 加古川図書館 ウエルネスパーク図書館 海洋文化センター図書室	
3 その他	少年自然の家 青少年女性センター	

任 期 平成29年10月1日～平成31年9月30日

教育指導部 部課長一覧表

(平成31年4月1日現在)

役職名	氏名	前役職等	役職名	氏名	前役職等
部長	山本照久	教育指導部参事	志方公民館長	有原かおり	(嘱託)
次長	杉本達之	総務課長	加古川北公民館長	田口勝晴	(再任用)
参事(学校教育担当)	神吉直哉	学校教育課長	野口公民館長	竹内高之	(再任用)
社会教育・スポーツ振興課長	福島啓晃		水丘公民館長	福本将宏	(再任用)
文化財調査研究センター所長	沼田好博		平岡公民館長	山脇純子	(再任用)
少年自然の家所長	姫路徳郎		陵南公民館長	前田勝宏	(再任用)
中央図書館長	小浦慎治	中央図書館副館長	別府公民館長	前田博之	(指定管理)
加古川公民館長	高橋裕之	(再任用)	尾上公民館長	木村浩一	(指定管理)
加古川西公民館長	藤原敏和	(再任用)	学校教育課長	境真稔	青少年育成課副課長
東加古川公民館長	畠中慎二	(再任用)	青少年育成課長	今津幸央	
両荘公民館長	鳥居利英	(嘱託)	教育研究所長	加藤勉	

教育指導部 部課長異動・退職者一覧表

<異動>

氏名	旧所属	新所属等
大西 隆博	教育指導部長	加古川小学校長
平田 喜昭	教育指導部次長	総務部長
竹内 久義	中央図書館長	福祉部健康課（病院担当）
奥野 敏也	別府公民館長（指定管理）	産業経済部観光振興課（まち案内所）

<退職>

氏名	旧所属
西村 俊彦	志方公民館長
岡田 十一	野口公民館長
小田 和男	水丘公民館長
荒木 則行	平岡公民館長
籠谷 好一	尾上公民館長（指定管理）

社会教育関係団体への補助金の交付について

社会教育法第13条（審議会等への諮問）

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

【1】第67回日本PTA全国研究大会兵庫大会加古川分科会事業費補助金 （第67回日本PTA全国研究大会兵庫大会加古川分科会実行委員会）

1 目的

第67回日本PTA全国研究大会兵庫大会加古川分科会実行委員会は、加古川市PTA連合会の専門委員会の一つであり、分科会開催にかかる経費は、第67回日本PTA全国研究大会兵庫大会実行委員会の分科会費から支出予定であるが、加古川市からも開催経費の他、物産展等の経費の一部を補助することにより、本市の魅力発信による全国的な認知度向上及び地域経済の発展が期待される。

2 平成31年度事業内容

（1）予算（案）及び財源

事業費	財源内訳	
	市補助金	団体経費
2,854千円	500千円	2,354千円

（2）事業内容

実施日：平成31年8月23日（金）

実施場所：加古川市民会館 大ホール

参加人数：800人（予定）

全国のPTA会員を対象に、第67回日本PTA全国研究大会兵庫大会第2分科会として、基調講演や実践発表、パネルディスカッションを実施する。また、あわせて加古川市の特産品を紹介する物産展を実施する。

第67回日本PTA全国研究大会兵庫県大会 加古川分科会実行委員会会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、第67回日本PTA全国研究大会兵庫県大会加古川分科会実行委員会と称し、事務局を加古川市PTA連合会(以下「連P」という)に置く。

(目的)

第2条 本会は、第67回日本PTA全国研究大会兵庫県大会分科会(学校教育)(以下「分科会」という)を開催することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 分科会の運営方針に関すること。
- (2) 分科会の事業計画及び実施に関すること。
- (3) 分科会の予算及び決算に関すること。
- (4) その他、分科会の開催に必要な事項に関すること。
- (5) 第67回日本PTA全国研究大会兵庫県大会全体会の協力に関すること。

第2章 組 織

(構成)

第4条 本会は、連Pの各单位PTA会長及び各单位PTA会員並びに本会の趣旨に賛同した有志(連P会長が参加を認めた者)をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|--------------|-----|-----------------|-----|
| (1) 実行委員長 | 1名 | (2) 実行副委員長(兼班長) | 若干名 |
| (3) 副班長(兼係長) | 若干名 | (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 | | |

(役員を選任)

第6条 実行委員長は、連P会長をもって充てる。

2 その他の役員は、実行委員長が委嘱する。また、会計は実行副委員長(兼班長)と兼ねることができる。

(役員の仕事)

第7条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 実行委員長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 実行副委員長(兼班長)は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときはその職務を行う。また、全体の企画・運営を管理するとともに、副班長(兼係長)と協力し企画・運営にあたる。

(3) 副班長(兼係長)は、実行副委員長(兼班長)を補佐し、分科会の企画・運営にあたる。

(4) 会計は、本会の財務を管理する。

(5) 監事は、本会の総括的な助言及び業務と財産の状況を監査する。

(参与)

第8条 この会は、分科会の誘致及び開催に尽力した歴代の連P会長を参与として置き、意見を求めることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、本会の目的が達成されるまでとする。ただし、特別な事由があるときはこの限りではない。

第3章 機 関

(機関)

第10条 本会は、第3条に掲げる活動を遂行するために役員会を置き、また、事業内容を検討実行するために企画運営委員会を置く。

(役員会)

第11条 役員会は、実行委員長、実行副委員長(兼班長)、副班長(兼係長)をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて実行委員長が招集し、次のことを審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 分科会の運営方針及び事業計画に関すること。

(3) 分科会の予算及び決算に関すること。

(4) その他、重要な事項に関すること。

3 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは実行委員長が決定する。

(企画運営委員会)

第12条 企画運営委員会は、実行委員長、実行副委員長(兼班長)、その他実行委員長が参加を認めた者をもって構成する。

2 企画運営委員会は、必要に応じて実行委員長が招集し、目的を達成するために、次のことを行う。

(1) 分科会に関する企画立案・運営

(2) その他、目的を達成するために必要な事項

(班)

第13条 本会に次の班を置く。また、班内に係を置くことができる。

(1) 舞台運営班 (2) 案内班 (3) 会場内班 (4) 会場外班 (5) 総務班

2 各班は、班長、副班長(兼係長)、係員(各単位PTA会員)をもって構成する。

3 班会は、班長が招集する。なお、実行委員長は、必要に応じて班会に出席することができる。

(舞台運営班)

第14条 舞台運営班は、次の事項を担当する。

- (1) 舞台・進行に関する企画、管理運営に関する事。
- (2) 会場設営に関する企画、管理運営に関する事。
- (3) アトラクションに関する企画、管理運営に関する事。
- (4) 記録・編集に関する企画、管理運営に関する事。
- (5) 救護・緊急避難に関する企画、管理運営に関する事。

(案内班)

第15条 案内班は、次の事項を担当する。

- (1) 受付に関する企画、管理運営に関する事。
- (2) 来賓・登壇者受付に関する企画、管理運営に関する事。
- (3) 総合案内に関する企画、管理運営に関する事。
- (4) 次期開催地PR隊に関する企画、管理運営に関する事。

(会場内班)

第16条 会場内班は、次の事項を担当する。

- (1) 受付付近の案内に関する企画、管理運営に関する事。
- (2) 会場内の案内に関する企画、管理運営に関する事。

(会場外班)

第17条 会場外班は、次の事項を担当する。

- (1) 会場外の案内に関する企画、管理運営に関する事。
- (2) 会場周辺の案内に関する企画、管理運営に関する事。
- (3) 会場内外の警備に関する企画、管理運営に関する事。

(総務班)

第18条 総務班は、次の事項を担当する。

- (1) 分科会の運営総務全般に関する事。
- (2) 会計に関する事。
- (3) 分科会関連事業の企画運営(日本PTA全国協議会販売ブース等)に関する事。
- (4) その他、他班に属さない事。

第4章 会 計

(会計)

第19条 本会の予算は、連Pの日本PTA協議会全国研究大会基金及び補助金、委託費、協賛金、その他の収入等をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、本会を設置した日に属する年度は、予算を決定した日より3月31日までとする。

3 本会は、監事の監査を受けなければならない。

4 必要に応じて、公益社団法人日本PTA全国協議会及び近畿ブロックPTA協議会、兵庫県

P T A 協議会の監査を受けなければならない。

第5章 委 任

(委任)

第20条 公益社団法人日本P T A全国協議会より提案される分科会の修正等の判断は、企画運営委員会に諮り、実行委員長が決定する。

第6章 解 散

(解散)

第21条 本会は第67回日本P T A全国研究大会兵庫県大会終了後、役員会を経て解散する。

附 則

第1条 本会則は、平成29年11月18日から施行する。

第2条 その他、本会則に記載のない事項は、別に定める。

別 表 (実行委員会組織図)

【2】加古川市体育協会事業補助金（加古川市体育協会）

1 目的

加古川市体育協会は、28 種目協会が加盟しており、約 14,000 人の会員を有する加古川市を代表するスポーツ団体である。本会は、スポーツの普及や競技スポーツの強化等を図ることにより、市民のスポーツ振興に務め、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。本会の事業を補助することにより、市民のスポーツ活動を向上させるための効果が期待できる。

2 平成 31 年度事業内容

(1) 予算（案）及び財源

事業費	財源内訳	
	市補助金	団体経費
2,098 千円	1,888 千円	210 千円

(2) 事業内容

協会が行うスポーツの普及・振興を目的とする事業

●種目協会支援事業費（1,530 千円）

年間を通じて、各種目協会が行う市民大会等を支援する。

●健康・体力づくり事業費（260 千円）

市民の健康づくり、体力づくりの推進を図るため、種目協会を通して、市民が誰でも気軽に参加できるスポーツ体験イベントを開催する。

事業を実施する種目協会に、予算の範囲内で補助する。

●表彰育成事業費（240 千円）

体育功労者及び優秀選手・チームの顕彰事業を行なう。

●国体出場者等激励会費（68 千円）

当該年度に開催される国民体育大会に出場する加古川市在住の選手、監督を励ます激励会を開催する。

加古川市体育協会規約

第 1 章 名 称

第1条 本会は加古川市体育協会という。

第 2 章 事 務 所

第2条 本会は事務所を加古川市教育委員会事務局社会教育・スポーツ振興課内に置く。

第 3 章 目 的

第3条 本会は運動競技及び身体運動を振興して市民の健全な発達と明るく豊かな市民生活の育成に寄与することを目的とする。

第 4 章 事 業

第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. スポーツに関する調査研究並びにスポーツにたずさわる者の健康を管理すること。
2. スポーツに関する各種行事の実施並びに各種競技会を開催すること。
3. スポーツに関する相談並びに指導奨励のこと。
4. スポーツ団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。
5. その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第 5 章 加盟団体及び加盟並びに脱退

第5条 本会は次に掲げるものを加盟団体とする。

1. 市内における各種目別アマチュアスポーツ団体。
2. 学校体育連盟は本会の組織単位として認める。

第6条 本会に加盟しようとする団体は理事会及び評議員会の承認を経なければならない。

第7条 加盟団体が脱退しようとするときはその理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会の承認を経なければならない。

但し、加盟団体が第5条の資格を失ったとき又は加盟団体として不相当と認めたときは理事会及び評議員会の承認を経て脱退させる。

第 6 章 会 計

第8条 本会の経費は次に掲げるものをもって支弁する。

1. 加 盟 金
2. 賛 助 会 費
3. 市又は公共団体から交付せられた補助金及び委託金
4. 寄 付 金
5. その他の収入

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第10条 本会の予算は会計年度開始前に会長が編成し役員総会の承認を経ることを要し、決算は会長が編成し会計年度終了後監事の監査を経た上これを役員総会に報告し、その承認を経ることを要す。

第 7 章 役 員

第11条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若 干 名
理 事 長	1 名
理 事	10名以上15名以内
評 議 員	若 干 名
監 事	3 名

第12条 加盟団体は団体ごとに各1名の評議員を選任する。

2. 前項の規定によって選任された評議員が会長、副会長、理事又は監事に就任したときは評議員の資格を失う。この場合には前項の規定に従いその者の属していた加盟団体ごとにこれに代る評議員を選任する。

第13条 会長は評議員会において推挙する。

2. 会長は本会を代表し会務を統理する。

第14条 副会長は評議員会において推挙する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第15条 理事は評議員会において選出する。

2. 理事は理事会を組織して本会の会務を執行する。

第16条 理事長は理事会において互選で定める。

2. 理事長は理事会の決議に基き会務を掌理する。

第17条 監事は評議員会において選出する。

2. 監事は会計を監査する。

第18条 役員の任期は2か年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 8 章 職 員

第19条 本会に会務を処理するために主事及び書記若干名をおくことができる。

2. 主事及び書記は理事長の推せんにより、理事会の承認を経て会長が任命する。

第 9 章 顧問及び参与並びに賛助会員

第20条 本会には名誉顧問及び顧問若干名を置くことができる。

2. 名誉顧問及び顧問は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
3. 名誉顧問及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じる。

第21条 本会には参与若干名を置くことができる。

2. 参与は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
3. 参与は理事会の諮問に応じる。

第22条 本会の目的達成に賛意を表し積極的に本会に参加しようとする法人、又は個人を特に賛助会員として加入を認めることができる。

2. 賛助会員について必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 10 章 会 議

第23条 役員総会は、会長、副会長、理事長、理事、評議員、監事をもってこれを組織する。

2. 役員総会は会長が召集し、本会の予算及び決算、その他重要事項を審議する。

第24条 評議員会は会長が召集し、理事長が議長となる。ただし理事会の議決により要請のあった場合は、評議員会を開かねばならない。

2. 評議員会は本会の運営に関する重要事項を審議する。

第25条 理事会は会長、副会長、理事及び監事をもって組織する。

2. 理事会は、必要に応じ会長の命により理事長が召集し、重要な会務並びに評議員会より委任せられたる事項を審議執行する。

第26条 役員総会及び評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。ただし委任状は認める。

2. 会議の議決は出席者の過半数をもって定める。

第 11 章 専門委員会

第27条 本会は評議員会の議決を経て各種専門委員会を設けることができる。

第28条 各種専門委員会はそれぞれの所管する事項に関しては、決定及び実施の権限を有する。
但し、各種専門委員会の事業実施の基本方針については理事会の承認を経なければならない。

第29条 各種専門委員会について必要な事項は理事会の議決を経て定める。

第 12 章 規約の変更

第30条 本規約は理事会及び評議員会のおおのの現在数の3分の2以上の同意を経なければ変更
することができない。

第 13 章 細 則

第31条 本規約の施行についての細則は理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この規約は昭和44年1月1日より施行する。

附 則

1. この規約は昭和52年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は昭和61年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は平成7年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は平成11年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は平成19年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は平成21年4月1日より施行する。

加古川市体育協会加盟団体一覧表

	団体名
1	加古川野球協会
2	加古川市陸上競技協会
3	加古川ソフトテニス協会
4	加古川市バレーボール協会
5	加古川ソフトボール協会
6	加古川市バスケットボール協会
7	加古川バドミントン協会
8	加古川市柔道協会
9	加古川市剣道連盟
10	加古川市空手道協会
11	加古川山岳協会
12	加古川市少林寺拳法協会
13	加古川フォークダンス協会
14	加古川市卓球協会
15	加古川市家庭バレーボール協会
16	加古川市サッカー協会
17	加古川市ママさんバレーボール協会
18	加古川市テニス協会
19	加古川水泳協会
20	加古川市ハンドボール協会
21	加古川市ゲートボール協会
22	加古川市なぎなた協会
23	合気道加古川市連盟
24	加古川市ボクシング協会
25	加古川ボート協会
26	加古川ラグビー協会
27	加古川市グラウンドゴルフ協会
28	加古川市ゴルフ協会

【3】平成31年度兵庫県子ども会連合会加入補助金（加古川市少年団指導者協議会）

1 目的

少年団は、小学1年生から中学3年生までを団員とし、町内会ごとに「隊」が結成され、その上部に小学校ごとに「団」が組織されている。

加古川市少年団指導者協議会においては、全市的な「オセロゲーム大会」等の開催を通じて、心身ともに健やかな少年少女の育成を図り、指導者に対しては青少年健全育成のための研修を実施することにより資質向上を図っている。

また、団員・指導者の安全活動と安全思想の普及に努め、少年団の進展に寄与することを目的とする兵庫県子ども会連合会に加入することで、安全共済事業により少年団活動中に発生した死傷事故、後遺障害に対して、見舞金が支給されることになる。

加入には300円必要だが、120円/1人の補助をすることで、加入者数の増加が期待できる。

2 平成31年度事業内容

（1）予算及び財源

事業費	財源内訳	
	市補助金	団体経費
4,020千円	1,608千円	2,412千円

（2）事業内容

県子ども会安全会に加入する際の補助とする。

内訳 団員数（小・中学生：9,100名、指導者：4,300名）

■加古川市少年団指導者協議会規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、加古川市少年団指導者協議会という。

(事務局)

第 2 条 本会に事務局をおき、加古川市教育委員会青少年育成課におく。

(目的)

第 3 条 本会は、少年団指導者をもって構成し、各地区少年団指導者の組織強化並びに連絡調整を行 い、もって少年団活動の育成推進をはかる。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 少年団活動推進振興のための事業
2. 各地区少年団の連絡・調整のための事業
3. その他本会の目的達成に必要な事柄

第 2 章 役員及び任務

(役員・理事)

第 5 条 本会に次の役員及び理事をおく。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 会 計 | 1 名 | 4. 常任理事 | 若干名 |
| 5. 理 事 | 若干名 | 6. 幹 事 | 若干名 |
| 7. 会計監査 | 2 名 | 8. 顧 問 | 若干名 |
| 9. 参 与 | 若干名 | | |

(職務)

第 6 条

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれにかわる。
3. 会計は、本会の経理をつかさどる。
4. 常任理事は緊急事項を協議し、理事会に報告する。
5. 会計監査は、会計の監査にあたる。
6. 理事は団指導者を代表し、円滑な連絡調整及び運営にあたり、時に応じ、部門に

分かれ

て調査協議する。

7. 幹事は小中学校少年団担当教諭があたる。
8. 顧問及び参与は、必要に応じ、会長の諮問に応じる。

(選出)

第 7 条

1. 会長・副会長・会計は、理事会において選出し、総会の承認を要する。
2. 常任理事は、各中学校区校外理事より 1 名、小・中学校校内理事より各 1 名、理事中から互選する。
3. 理事は、小学校区指導者協議会（以下「団指導者会」という）代表、中学校区で選出された代表幹事及び前年度の理事の中から選出された者があたる。

4. 幹事は、小・中学校担当教諭があたり、中学校区毎に代表幹事を選出する。
5. 会計監査は、理事会において選出する。
6. 顧問は、会長が委嘱する。
7. 参与は、市教育委員会社会教育スポーツ振興課長、青少年育成課長、公民館長、少年自然の家所長、小中学校長会代表各1名、小・中学校教頭会代表1名をもって会長が委嘱する。

(任期)

第8条 役員及び理事の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補充によって選出された役員及び理事の任期は、前任期間の残任期間とする。

第3章 会 議

(会議)

第9条 本会は、次の会議をもつ。

1. 総会 2. 理事会 3. 常任理事会 4. 幹事会
1. 総会は、本会の最高決議機関とし、各団指導者会から選出された若干の代議員で構成し、毎年1回会長がこれを開く。また臨時に開くこともある。(ただし、理事の過半数以上の要請があれば、これを開かなければならない) 総会では次の事項を審議する。会長・副会長・会計の承認、役員承認、規約の改正、事業報告・会計決算報告と承認、予算の審議、本会の事業の計画とその他本会の目的達成に必要な事項。
2. 理事会は、総会に次ぐ決議機関で、原則として月1回開催する。
ただし、急を要する場合は、総会にかえることができる。
3. 常任理事会は、随時これを開く。また、緊急事項について、これを審議処理することができる。
4. 幹事会は、教育委員会が招集し、少年団活動に関する研究協議を行う。
5. 参与・事務局は、会議に出席し、意見をのべ、または聴取し、関係機関との連絡調整と円滑な運営にあたる。
6. いずれの会議も構成員の過半数をもって成立し、その議決は多数決とする。ただし、可否同数の場合は、会長の裁定による。

第4章 組 織

(部会)

第10条 本会の運営・企画を円滑にするため理事の分担により次の部会をおき、部会は、関係理事の互選により部長1名、副部長若干名を選出する。

1. 総務・研修部 理事会運営、組織、財政、指導の企画立案。
勉強会、学習会等の啓発活動に関する企画立案。
2. 広報・啓発部 広報活動、活動普及、啓発に関する企画立案。
3. 事業活動部 各種少年団事業活動に関する企画立案。
4. J L 育成部 (ジュニア・リーダー) 実践活動、派遣・指導等に関する事項。
全市・地区J L組織創設の企画立案。

第5章 会 計

(経費年度)

- 第 11 条 1. 本会の経費は、補助金、分担金及び寄付金をもってあて、会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
2. 分担金の額は、理事会で決定する。

第6章 団 指 導 者 会

(団指導者会)

- 第 12 条 本会の目的を達成するため、小学校区に団指導者会を設ける。
1. 各町内指導者間との連絡調整と、団の円滑な運営をはかる。
2. この規約に準じて、団指導者会運営細則をつくり、事務局に提出しなければならない。
3. 事務局に提出する報告事項(様式は、事務局別途配付)は、次のとおりで毎年4月末日までに提出しなければならない。
- (1) 団指導者代表(理事)及び指導者名簿
- (2) ジュニア・リーダー名簿、少年団役員名簿及び会員数
- (3) 団指導者会、少年団の活動計画及び予算
- (4) 委託金等の用途明細
- (5) 団指導者会、少年団の前年度の活動報告及び収支決算書

第7章 ブロック指導者連絡会

(ブロック指導者連絡会)

- 第 13 条 市内各公民館エリア内複数の団指導者会の相互連絡調整および円滑な運営をはかる目的で、地域内に複数の団指導者会からなるブロック指導者連絡会を設ける。

第8章 付 則

- 第 14 条 本会の規約の改廃は、理事会において協議し、総会の承認をもって決定する。

- 第 15 条 1. この規約は、昭和36年2月14日から施行する。
2. この規約は、昭和42年4月11日から施行する。
3. この規約は、昭和44年5月8日から施行する。
4. この規約は、昭和48年4月12日から施行する。
5. この規約は、昭和49年4月16日から施行する。
6. この規約は、昭和50年4月17日から施行する。
7. この規約は、昭和51年4月15日から施行する。
8. この規約は、昭和53年1月24日から施行する。
9. この規約は、昭和56年4月19日から施行する。
10. この規約は、昭和58年4月1日から施行する。
11. この規約は、昭和61年4月1日から施行する。
12. この規約は、平成2年4月1日から施行する。
13. この規約は、平成7年4月1日から施行する。
14. この規約は、平成14年4月1日から施行する。
15. この規約は、平成21年4月1日から施行する。

細 則

各団指導者協議会から選出される代議員の数は次のとおりとする。

団員数が	200 名未満	2 名
	200 名以上 400 名未満	3 名
	400 名以上	5 名

この細則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年度社会教育委員活動計画（案）について

1 内 容

平成 25 年度までは、社会教育施設の運営や主な社会教育事業について取り上げ、協議を行ってきました。また、平成 26 年度からは、社会教育施設にかかる提言書をまとめ、社会教育施策に関する協議を行ってきました。

今年度は、社会教育施設の運営や主な社会教育事業について取り上げ、総合的に協議を行うとともに、社会教育施設にかかる提言書に対する取組の進捗状況について確認し、成果と更なる課題の把握に取り組みます。

2 スケジュール（案）

回	時期	内容
第 1 回	4 月	・社会教育関係団体への補助金の交付について ・平成 31 年度社会教育委員活動計画（案）について ・各課事業の推進について （各課より平成 31 年度の予算や事業について説明）
第 2 回	6 月	・社会教育施設の運営について （社会教育施設の利用状況や事業について説明）
第 3 回	8 月	・社会教育委員会議からの提言書に対する取組の進捗状況について（加古川市立図書館）
第 4 回	10 月	・社会教育委員の役割について ・主な社会教育事業の推進について （社会教育にかかる主な事業について説明）
第 5 回	12 月	・主な社会教育事業の推進について （社会教育にかかる主な事業について説明）
第 6 回	2 月	・主な社会教育事業の推進について （社会教育にかかる主な事業について説明）

平成31年度 社会教育委員協議会予定表

種 別	行 事 名	月 日	場 所	内 容
東播磨・北播磨地区 社会教育委員協議会	総会・第1回研修会	6月14日(金) 13:30～16:00	加西市 善防公民館	総会、顕彰 講演(講師:田端 和彦氏)
兵庫県 社会教育委員協議会	総会・研修会	7月3日(水) 13:30～16:00	ホテル北野プラザ 六甲荘(神戸市)	総会、研修会、顕彰
東播磨・北播磨地区 社会教育委員協議会	振興大会・第2回研修会	7月6日(土) 13:30～16:30	小野市 商工会館	社会教育団体合同研修会 講演(講師:)
東播磨・北播磨地区 社会教育委員協議会	第3回研修会	10月 日() 13:30～15:35	加東市	東播磨・北播磨公民館連絡 協議会との合同研修会
全国・近畿地区・兵庫県 社会教育委員協議会	全国社会教育研究大会 近畿地区社会教育研究大会 兵庫県社会教育研究大会	10月24日、25日	神戸ポートピアホテル	講演、分科会